

## 仮訳

消費者の安全と取引の平等を意図して残留有害物質に関する法令案を食品委員会が承認

政府部門、大衆部門、民間部門、及びラボラトリーネットワークといった各部門との会議において、ラボラトリーで検出可能な最低値、すなわち LOD (Limit of Detection) を設けることを共同承認し、食品委員会が検証した上で残留有害物質を含む食品に関する法令案を承認した。これは重要原則として消費者の健康に対する安全保護、並びに食品製造者及び輸入者間の平等を重視することによる処置である。特に大豆及び小麦といった、食品加工の原材料として用いる農産物が不足する影響が生じないかという食品業界の懸念については、パラコート及びクロルピリホスを禁止している欧州連合 (EU) に合わせた規定値を採用し、2021年6月1日から施行する予定である。

パイサーン・ダンクム食品・医薬品局 (FDA) 長官が次のように発表した。工業省が、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、パラコート、パラコートジクロリド及びパラコートメトサルフェートを第4種有害物質に指定し、上記の物質の農業面での使用を禁止することを定めた工業省告示、件名「有害物質リスト(第6版)2020年」を公布し、2020年6月1日から施行していることを受けて、食品委員会の書記を務める食品・医薬品局が国内外から意見を聴取し、また政府部門、大衆部門、民間部門、及びラボラトリーネットワークの関係者らと会議を開いて、保健省告示、件名「残留有害物質を含む食品」を検証した。その結果、2020年8月17日に、1979年食品法に基づき制定される保健省告示(第…号)仏暦…年、件名「残留有害物質を含む食品(第3版)」の案を食品委員会が承認する決議を行った。法令案における改定により上記の5品目が第4種有害物質として追加されることになる。2020年に食品・医薬品局長官は、大豆、大豆乳、大豆油、小麦、小麦粉、パン、半完成品の麺類など、残留したクロルピリホス及びパラコートが検出される可能性のある原材料が含まれる食品が市場で販売されていないか監視し、48のサンプルを分析してパラコート及びクロルピリホスの残留有害物質量を求めた。

検査の結果、48のサンプル全てについて、すなわち100%の割合でパラコート及びクロルピリホスの残留は認められなかった。特に大豆及び小麦といった、食品加工の原材料として用いる農産物が不足する影響が生じないかという食品業界の懸念については、安全に関する監視結果の情報、栽培及び収穫情報、タイと同様にパラコート及びクロルピリホスの使用を禁じる欧州連合の規定を基に食品委員会が判断しており、本告示(案)による規定は欧州連合の規定と一致している。長官は次のように言い足している。消費者は食品の安全性について信頼してほしい。食品・医薬品局はまず何より消費者保護を重視すると共に、国の経済についても配慮している。

公表日 2020年8月21日 / 2020 予算年度ニュース配信 127

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。

引用元：<https://pr.moph.go.th/?url=pr/detail/2/02/146596/>